

名取市告示 第154号

公 示 送 達 書

下記の書類は、地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。
なお、同法20条の2第2項の規定により、送達する書類は名取市役所総務部
税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

令和8年10月2日

名取市長 山田 司郎



送達する書類の名称	送達を受けるべき者の氏名・名称・事業所名等	備考
令和8年度市県民税1期 督促状	中邑 太一	
令和8年度市県民税1期 督促状	太田 好二	
令和8年度市県民税1期 督促状	渡邊 信好	
令和8年度市県民税1期 督促状	佐々木 一徳	
令和8年度市県民税1期 督促状	ADI MAULANA	
令和8年度市県民税1期 督促状	NGUYEN TIEN DUNG	
令和8年度市県民税1期 督促状	斎藤 義樹	
令和8年度市県民税1期 督促状	I GEDE PARDIKA	
令和8年度市県民税1期 督促状	田森 よしえ	
令和8年度市県民税1期 督促状	安部 禎浩	
令和8年度市県民税1期 督促状	山本 章裕	

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日
を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。